



おうめし  
青梅市

けい かく  
ことども計画

れい わ ねん ど ねん ど  
令和7年度～令和11年度  
(2025～2029)

ことどもがまんなかのまちづくり

れい わ ねん がつ  
令和7年(2025)3月  
おうめし  
青梅市



# お う め し け い か く 青梅市子ども計画とは？

こどもの権利を尊重し、こどもがますます幸せに生きられる「子どもまんなか社会」をつくるために、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で青梅市が取り組む、こどもや若者に関する施策のことをまとめた計画です。



ひと けいかく たいしょう  
どんな人が計画の対象になるの？  
わかもの たいしょう  
こどもや若者のみなさんが対象です。



わかもの こえ き つく  
「こども・若者」の声を聴いて作りました！

アンケート調査や意見聴取会を行い、こどもや若者のみんなにとって何が大切かを、みんなの声を聴きながら作った計画です。



大人の方へ：「青梅市子ども計画」本編と概要版は、青梅市役所2階行政情報コーナーや各市民センター、中央図書館等で閲覧できます。青梅市ホームページでも公開しています。

お う め し  
青梅市は  
けいかく きほんりねん  
計画の基本理念

## こどもがまんなかのまちづくり

じつげん めざ  
の実現を目指していきます！

こどもや若者の視点に立って、その意見を受けとめ、こどもにとってよいことを第一に考える社会を、みんなでつくっていきます。

そのため、右のページにある3つの目標を決めて、いろいろな取り組みを進めていきます！



基本  
目標

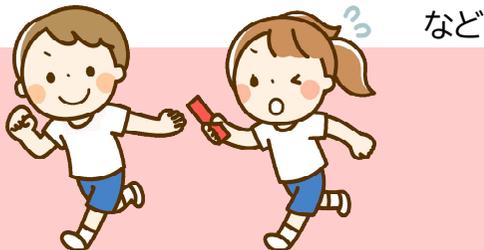
1

こどもの  
ウェルビーイングを  
実現します

すべての子ども・若者が、  
身体的（からだ）・精神的（こころ）・  
社会的（つながり）に、将来に  
わたってずっと幸せでいられる  
社会をつくるよ。

【重点事業】

- 青梅市子ども基本条例（仮）の制定
- こどもの権利の周知・啓発
- 各種こどもの居場所事業の検討
- 大型児童センターの設置に向けた検討
- 子どもまんなか応援基金の活用
- こどもの意見聴取・意見表明機会の充実



基本  
目標

2

こどもの成長に応じた  
子育て・子育てを  
支援します

赤ちゃんから、  
小・中学生、高校生、卒業後まで、  
こどもの成長にあわせて、  
必要なサポートをするよ。

【重点事業】

- 子育て支援事業の充実
- 心身の健やかな成長のための  
相談支援体制の充実
- 誰もが参加できるあそびと体験の場  
の充実
- 結婚した方、希望する方への支援の  
充実



基本  
目標

3

保護者が安心して  
産み・育てることができる  
環境を確保します

こどもを安心して産み、育てることが  
できるように、いろいろなサポートをする  
よ。こどもを育てるお金の負担を減らし  
たり、悩みを相談しやすい環境を整え  
たりしていくよ。

【重点事業】

- 学校給食費無償化の継続実施
- 出産・子育て応援事業の実施
- 子どもに対する医療費助成制度の充実
- ひとり親支援の充実
- 子育て情報の提供の充実



し 知っておこう！

# こ けんりじょうやく 子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は、1989年に国連で決まりました。  
すべての子どもが人間らしく幸せに生きられ、成長できる権利があることを定めたとても重要な条約です。

4つの大事な原則は、日本の法律「こども基本法」にも取り入れられています。

## 4つの原則



### 2 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約で守られているすべての権利が保障されます。



### 3 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



### 6 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



### 12 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

※公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページより

## おうめし けいかく すす かた 青梅市こども計画の進め方

未来を担う、青梅市で育つすべての子どもたちが、幸福に成長し、それぞれの夢や希望をもって活動ができるよう、この「こども計画」は、子どもたちや市民の皆さんの参加と協力をいただきながら進めていきます。

## 「こどもの権利」に対する みんなの理解を広げていきます！

子どもたち自身と大人たちの両方が、「こどもの権利」をよく理解して、とても大切なものだとわかってもらえるように、情報発信などに取り組んでいきます。

## 「こどもの意見」を大切にします！

こどもは意見を言うことができます。とくに子どもにとって、大事なことが決められるときには、大人たちはこどもの意見を聴きながら、子どもにとって最もよい結果を目指して考えていきます。

「子どもの権利条約」のやさしく詳しい内容は、

公益財団法人日本ユニセフ協会

ホームページをご覧ください。



おうめし けいかく ばん  
青梅市こども計画 こども版

はっこう おうめし へんしゅう かていぶ こそだ おうえんか  
発行：青梅市 編集：こども家庭部 子育て応援課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1 TEL：0428-22-1111 (代表)